

令和2年度 随意契約理由書

		番号	1
担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）		
契約案件名	公共処理場R2第24号 高城浄化センター 制御装置シーケンサ修繕		
案件の概要	高城浄化センターに設置されている運転制御を行うシーケンサの修繕を行うもの		
予定金額	1,298,000円		
契約の相手方	[所在地] 都城市太郎坊町2128番地1 [名称] 有限会社川電システム		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 今回修繕を行う制御装置シーケンサは、高城浄化センターにおいて、汚水浄化に必要な生物処理を行うための曝気装置の運転量調整や施設全体の運転状況を把握するトレンドを取得するために必要である極めて重要な電気設備である。 当該設備は、現在、経年劣化や落雷等の影響により曝気装置の運転量調整ができず、応急的に手動操作による調整を行っており、運転管理状況も現場確認による瞬時値のみしか取得できない状況である。修繕を行わなければ、自動運転による安定した運転管理ができず、トレンドが取得できないことから長期的な運転管理状況を把握することができない。 当該施設の電気通信設備については、高城浄化センター等通信設備更新工事を上記事業者が受注し、制御装置を更新中である。 仮に、この更新内容に関連する本修繕を他の事業者が行った場合には、電気通信設備に不具合が発生した際に責任の所在が不明確となり、施設の安定した運転ができなくなるおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日	令和3年1月21日		
契約金額	1,298,000円		

令和2年度 随意契約理由書

		番号	2
担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）		
契約案件名	建設R2第55号 大浦浄水場系2号井水中ポンプ緊急取替工事		
案件の概要	大浦浄水場2号井の水中ポンプの緊急取替工事を行うもの		
予定金額	3,465,000円		
契約の相手方	[所在地] 都城市太郎坊町6835番地49 [名称] 株式会社 桜		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号該当 大浦浄水場では、主力の2号井（最大揚水量：毎分0.95立方メートル）及び、補完的役割の1号井（最大揚水量：毎分0.7立方メートル）の計2つの井戸で取水を行っている。 令和3年1月7日に各井戸を点検した際、2号井の水中ポンプについて、故障の前兆である、急激な絶縁の低下（当初絶縁：100MΩの値が現在絶縁：0.6MΩとなる。）が生じていることが判明した。 仮に故障した場合、補完的役割の1号井のみでの取水となり、水道水の安定供給に重大な影響を及ぼすため、早急に取替工事を行う必要がある。 名簿登載業者のうち、これまでに同種工事の実績のある業者に聞き取りを実施したところ、上記業者が希望工期内、かつ最も早い段階での履行が可能と確認が取れた。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。		
契約締結日	令和3年1月22日		
契約金額	3,245,000円		

令和2年度 随意契約理由書

番号 3

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	簡水御池R2第5号 水道施設・水質管理業務委託
案件の概要	御池簡易水道事業における水道施設の点検、水質管理、緊急時の対応等、運転管理を委託するもの
予定金額	5,495,600円
契約の相手方	[所在地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名称] 都城管工事協同組合
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本業務は、御池簡易水道事業の基本的な運転管理を委託するものである。 本業務の履行に当たっては、最も基本的なライフラインである水道水を安定的に供給するため、一体的な維持管理を適切かつ確実に行う技術を有することが必要であり、漏水、機器の故障等の緊急時にも迅速に対応することが求められる。 この点、市内において、上記の要件を満たし、この業務を安定的に遂行できる体制にあるのは上記組合だけであるため、同組合と随意契約するものである。
契約締結日	令和3年1月29日
契約金額	5,489,000円

0019247

令和2年度 随意契約理由書

番号 4

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共建起工R2第5号 中央終末処理場 ボイラ用重油タンク設置工事
案件の概要	中央終末処理場に設置されたボイラ用重油タンクの更新を行うもの。
予 定 金 額	2,750,000円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市大字瓜生野6298番8 [名称] ナンテック 株式会社
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号該当</p> <p>今回更新を行うボイラ用重油タンク(以下「タンク」という。)は、消化槽内で下水汚泥を濃縮する消化作用を促進するために必要なボイラの燃料となる重油を貯蔵するタンクであり下水汚泥処理に不可欠な設備である。</p> <p>タンクは供用開始後40年以上が経過し、経年劣化による重油の漏洩した際の対応の長期化が懸念される。</p> <p>また、タンクについては、消防法に基づく立入検査の際に検知管内に滞留水が確認され、改修するよう指導されており、対処が必要な状況である。</p> <p>そこで、入札を実施したところ1回目に75者、2回目に47者、全者(122者) 辞退により不調となった。</p> <p>タンクは、上記の状態であり、健全な施設機能を確保するため一刻も早い施工が必要である。</p> <p>そのため、入札に付す時間もないことから、有資格者名簿においてタンクの点検設備実績のある事業者に問合せたところ、当該2者が早急に本件を履行可能との回答があった。</p> <p>については、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、随意契約するものである。</p>
契約締結日	令和3年2月12日
契約金額	1,650,000円

0017917

令和2年度 随意契約理由書

		番号	5
担当課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）		
契約案件名	公共管渠R2第77号 国道10号人孔蓋修繕		
案件の概要	九州地方整備局宮崎河川国道事務所発注の都城地区舗装修繕外工事に伴い、現場内の人孔蓋改築を行うもの		
予定金額	1,833,546円		
契約の相手方	[所在地] 都城市姫城町25街区68号 [名称] 株式会社 木場組		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本修繕は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所（以下、「河川国道事務所」という。）発注の都城地区舗装修繕外工事（以下、「舗装工事」という。）に伴い、現場内の人孔蓋改築を行うものである。 本修繕箇所は、国道10号の車道であり、同道路は交通量の非常に多い路線であるため、工期の短縮及び舗装工事と連携した安全対策が必要である。 この点、上記事業者は、河川国道事務所が発注した舗装工事を受注しているため、工期の短縮、経費の縮減及び舗装工事と連動した安全対策が可能である。 本修繕を上記事業者以外の事業者が施工することは、現場の煩雑化、安全管理、工程の調整等の点から望ましくない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契約締結日	令和3年3月17日		
契約金額	1,832,600円		

令和2年度 随意契約理由書

番号 6

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共処理場R3第3号 船団方式事業・高城浄化センター等包括的維持管理業務委託
案件の概要	令和3年度から令和5年度までの3年間における船団方式事業施設（高城浄化センター、山之口浄化センター、山田浄化センター及び高崎浄化センター）の維持補修等を含む運転管理業務を委託するもの（債務負担行為による契約）
予 定 金 額	332,129,600円
契約の相手方	[所在地] 都城市吉尾町2159番地 [名称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本業務は、船団方式で共用する処理能力950m³/日～4,200m³/日の高城浄化センター外4浄化センター（三股中央浄化センター含む）における集中監視、水質試験及び移動脱水車等の維持補修等を含む運転管理業務、並びに高城浄化センター外3浄化センター（三股中央浄化センター除く）の維持補修等を含む運転管理業務である。</p> <p>当該処理施設等は、複数の工程で運転管理され、設置されている機器類も多岐にわたっており、その操作については、多種の資格や技術が必要となることに加え、船団方式事業における集中監視システムの特殊性から同規模・同種の下水処理場における一括管理の長期にわたる経験が必要となる。</p> <p>また、下水道維持管理指針（日本下水道協会）では、「公共下水道管理者は処理施設又はポンプ施設の維持管理を民間に委託する場合は、法により資格を有する者に行わせなければならない」と規定されており、下水処理施設の維持管理業務委託については、「国土交通省において昭和62年に『下水道処理施設維持管理業者登録制度』が創設されているのでこれを活用することが望まれる。」とされている。</p> <p>以上の理由により、船団方式事業・高城浄化センター等包括的維持管理業務委託については、受注者が次の条件を満たす必要がある。</p> <p>①故障等の緊急時に迅速な対応が必要となるため、都城市内に本社・営業所等があり、運転管理員が処理場近郊に居住していること。 ②宮崎県内で当該処理場又は同施設と同規模及びそれ以上の施設の維持管理実績がある業者であること。 ③下水道処理施設維持管理業者登録制度に基づく登録業者であること。 ④運転管理員が処理場の運転管理上必要な資格を有していること。</p>

これらの条件を満たす事業者は、上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約を行うものである。

契約締結日 令和3年3月29日

契約金額 331,100,000円

0019980

令和2年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921 (直通)
契約案件名	公共処理場R3第2号 都城浄化センター等包括的維持管理業務委託
案件の概要	都城浄化センターの維持補修等を含む運転管理業務及び汚水管渠清掃を令和3年度から令和5年度までの3年間委託するもの(債務負担行為による契約)
予 定 金 額	684,928,200円
契約の相手方	[所在地] 都城市吉尾町2159番地 [名称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>(1) 都城浄化センターの維持補修等を含む運転管理業務 本業務は、処理能力21,900m³/日の都城浄化センター(担体投入型活性汚泥法)の運転管理業務である。 全国で担体投入型活性汚泥法を採用しているのは当該処理場だけであり、一般的な標準活性汚泥法に比べ、処理系統が複雑で留意すべき点が多く、上記事業者が供用開始時から設備設置業者等の支援を受け、さらに長年の経験によるノウハウの蓄積から運転管理を行っているものである。 また、下水道維持管理指針(日本下水道協会)では、「公共下水道管理者は処理施設又はポンプ施設の維持管理を民間に委託する場合は、法により資格を有する者に行わせなければならない」と規定され、処理施設については、「国土交通省において昭和62年に『下水道処理施設維持管理業者登録制度』が創設されているのでこれを活用することが望まれる。」とある。</p> <p>(2) 汚水管渠の清掃業務 本業務は、公共下水道管渠(一部合流を含む)等について閉塞等が生じた場合、緊急的な管渠の閉塞解消を目的とする清掃業務である。 現在、本市の汚水管渠延長は500kmを超え、管渠の閉塞件数は年々増加傾向にある。汚水管渠等の閉塞に対応するためには、管渠清掃に精通した人員や必要機材を所有し、24時間体制の迅速な対応が必要となる。</p> <p>以上のことから、同施設及び汚水管渠清掃包括的維持管理業務委託については、受注者が次の条件を満たす事を必要とする。</p>

- ①故障等の緊急時に迅速な対応が必要であるため、都城市内に本社・営業所等があり、運転管理員が処理場近郊に居住していること。
- ②宮崎県内で、本市処理場又は同種同規模（21,900m³/日）の施設及びそれ以上の施設の維持管理実績がある業者であること。
- ③下水道処理施設維持管理業者登録制度に基づく登録事業者であること。
- ④運転管理員が処理場の運転管理上必要な資格を有していること。
- ⑤污水管渠閉塞による緊急清掃に対応した24時間体制であること。
- ⑥緊急清掃業務に精通した人員及び交通誘導員を確保していること。
- ⑦管渠清掃作業に必要な強力吸引車、大型高圧洗浄車、給水車、消毒装置等を自社で所有していること。
- ⑧污水管渠の点検に必要なカメラ装置を自社で所有していること。

これらの条件を満たす事業者は、上記事業者のみであるため、同事業者と随意契約を行うものである。

契約締結日	令和3年3月29日
契約金額	683,287,000円

0020060

令和2年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	公共処理場R3第1号 中央終末処理場等包括的維持管理業務委託
案件の概要	中央終末処理場等の維持補修等を含む運転管理業務を令和3年度から令和5年度までの3年間委託するもの（債務負担行為による契約）
予 定 金 額	670,484,100円
契約の相手方	[所在地] 都城市早鈴町19街区10号サイレントビル2F [名称] 株式会社西村管理
契約の相手方の選定理由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>1 中央終末処理場包括的維持管理業務委託 本業務は、処理能力21,200m³/日の中央終末処理場（標準活性汚泥法）の維持管理業務である。</p> <p>当該施設は昭和47年度から供用開始され、現在48年が経過し、施設の老朽化が著しい事から突発的な故障等が懸念されることや、一部に雨水流入区域が設定され、台風や大雨時には雨水の影響により流入量が急増（通常流入量の約3倍）するため、受注者は、処理場近郊に事業所を有し、24時間体制での緊急対応が必要である。</p> <p>また、当該施設で採用している標準活性汚泥法は、四季で変化する微生物の状態と流入下水の性状を把握した運転管理が求められるため、健全な施設の運転管理には、同規模・同種の下水処理場の長期にわたる経験が必要である。</p> <p>さらに、下水道維持管理指針（日本下水道協会）では「公共下水道管理者は処理施設又はポンプ施設の維持管理を民間に委託する場合は、法により資格を有する者に行わせなければならない」と規定され、処理施設については、「国土交通省において昭和62年に『下水道処理施設維持管理業者登録制度』が創設されているのでこれを活用することが望まれる。」とある。</p> <p>以上のことから、中央終末処理場運転管理業務の委託については受注者が次の条件を満たすことを必要とする。</p> <p>①豪雨時や故障等の緊急時に迅速な対応が必要な施設であるため、都城市内に本社・営業所があり、運転管理員が処理場近郊に居住し、24時間体制で対応できること。</p> <p>②宮崎県内で本市処理場又は同施設と同規模（21,200m³/日、一部合流区域有り）以上の施設の維持管理実績がある事業者であること。</p>

③下水道処理施設維持管理業者登録制度に基づく登録事業者であること。

④運転管理員が処理場の運転管理上必要な資格を有していること。

これらの条件を満たす事業者は、上記事業者以外には存在しない。
以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。

2 大王・宮丸中継ポンプ場包括的維持管理業務委託

本業務は、区域内の汚水等を中央終末処理場に移送するためのポンプ施設（大王中継ポンプ場、宮丸中継ポンプ場）の維持管理業務であり、監視業務は中央終末処理場の監視室で一括して行われている。

また、豪雨時は、中央終末処理場の維持管理に合わせてポンプ施設からの流入量を調節する必要がある。

3 管渠維持管理包括的維持管理業務委託

本業務は、中央終末処理場に近く、管渠の閉塞等が発生する可能性の高い、伏せ越し、雨水吐及びマンホールポンプ施設について市のダンパー車（吸引車）を使用して点検、清掃を行う維持管理業務である。

中央終末処理場の管理体制は24時間体制であり、夜間休日の突発的な事故の対応（吸引車対応可能範囲のみ）を迅速に行うことができる。

4 衛生センター造園管理業務委託

本業務は、中央終末処理場の北側に隣接し、中央終末処理場と出入口を共用する衛生センター（旧し尿処理場）跡地の植栽管理である。

衛生センターと中央終末処理場の境界は、中央終末処理場の管理道（道路両側が植栽帯）でもあり、効率性及び経済性からも中央終末処理場包括的維持管理業務委託（植栽管理含む）と一体的な植栽管理が必要である。

以上の理由により、これらの本業務は中央終末処理場包括的維持管理業務委託と一体的な管理が必要であるため、上記事業者と随意契約を行うものである。

契約締結日 令和3年3月29日

契約金額 563,200,000円

0020106